

静岡県企業局管理規程第1号

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡県公営企業管理者  
企業局長 松下 育蔵

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

静岡県企業局会計規程（昭和42年事業部管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支出の手続等) <b>第37条</b> (略) 2 (略) 3 次の各号の <u>一</u> に該当するものについては、請求書を省略することができる。 (1) 報酬、給料、 <u>職員手当等及び賃金</u> (2)～(6) (略) 4 (略) (資金前渡の範囲) <b>第51条</b> (略) (1)・(2) (略) (3) <u>賃金</u> (4)～(13) (略) (前渡資金の額) <b>第53条</b> (略) (1) (略) (2) 職員に支給する給与その他の給付 <u>及び賃金</u> については、支給期日ごとに総支給額から法律又は政令で定められた引去り額を控除した額 (3)・(4) (略) (支出予算の執行伺) <b>第173条</b> (略) 2・3 (略) 4 (略) (1) 報酬、給料、職員手当等、 <u>賃金</u> 、法定福利費、旅費、報償費（役務の対価として支払う経費であって別に単価の定めがあるも	(支出の手続等) <b>第37条</b> (略) 2 (略) 3 次の各号の <u>いずれか</u> に該当するものについては、請求書を省略することができる。 (1) 報酬、給料 <u>及び職員手当等</u> (2)～(6) (略) 4 (略) (資金前渡の範囲) <b>第51条</b> (略) (1)・(2) (略) (3) <u>削除</u> (4)～(13) (略) (前渡資金の額) <b>第53条</b> (略) (1) (略) (2) 職員に支給する給与その他の給付については、支給期日ごとに総支給額から法律又は政令で定められた引去り額を控除した額 (3)・(4) (略) (支出予算の執行伺) <b>第173条</b> (略) 2・3 (略) 4 (略) (1) 報酬、給料、職員手当等、法定福利費、旅費、報償費（役務の対価として支払う経費であって別に単価の定めがあるもの及び

の及び弁護士報酬に限る。)、需用費(光熱水費に限る。)、役務費(郵便料、電信電話料、公金収納取扱手数料及び自動車リサイクル料に限り、物品の購入に充てる経費を除く。)、賃借料(日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限り、物品の購入に充てる経費を除く。)、動力費、負担金、研修費、保険料(自動車損害賠償責任保険料に限る。)及び公課費については、支払伝票

(2)・(3) (略)

(概算払及び前金払)

**第174条** (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により支払伝票、物品購入何又は物品修繕何の決裁をもって支出予算執行何の決裁に代えることができる経費については、これらの書類に「前金払」の表示をすることにより前金払何に代えることができる。

**別表第1** (略)

(1)・(2) (略)

(3) 支出予算の執行

区分	第6条の規定による専決				
	企業局次長専決	課長専決	所長専決	所の次長専決	所の総務課長専決
	(略)				
職員手当等	(略)				
賃金	二	全額	二	二	二
法定福利費	(略)				

弁護士報酬に限る。)、需用費(光熱水費に限る。)、役務費(郵便料、電信電話料、公金収納取扱手数料及び自動車リサイクル料に限り、物品の購入に充てる経費を除く。)、賃借料(日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限り、物品の購入に充てる経費を除く。)、動力費、負担金、研修費、保険料(自動車損害賠償責任保険料に限る。)及び公課費については、支払伝票

(2)・(3) (略)

(概算払及び前金払)

**第174条** (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により支払伝票、物品購入何又は物品修繕何の決裁をもって支出予算執行何の決裁に代えることができる経費については、これらの書類に「前金払」の表示をすることにより前金払何に代えることができる。

**別表第1** (略)

(1)・(2) (略)

(3) 支出予算の執行

区分	第6条の規定による専決				
	企業局次長専決	課長専決	所長専決	所の次長専決	所の総務課長専決
	(略)				
職員手当等	(略)				
法定福利費	(略)				

(略)

(略)

(4) (略)

(5) 支出の決定

区分	第6条の規定による専決		
	課長専決	所の次長 専決	所の総務 課長専決

(略)

職員手当  
等 (略)

賃金 全額 二 二

法定福利  
費 (略)

(略)

(略)

(6) (略)

別表第2 (その1) (略)

(略)

費用勘定

款	項	目	節	説明
(略)				
			職員手 当等	(略)
			賃金	
			法定福 利費	(略)
(略)				
			職員手 当等	
			賃金	
			法定福 利費	
(略)				

(略)

別表第2 (その2) (略)

(略)

(略)

(略)

(4) (略)

(5) 支出の決定

区分	第6条の規定による専決		
	課長専決	所の次長 専決	所の総務 課長専決

(略)

職員手当  
等 (略)

法定福利  
費 (略)

(略)

(略)

(6) (略)

別表第2 (その1) (略)

(略)

費用勘定

款	項	目	節	説明
(略)				
			職員手 当等	(略)
			法定福 利費	(略)
(略)				
			職員手 当等	
			法定福 利費	
(略)				

(略)

別表第2 (その2) (略)

(略)

## 費用勘定

款	項	目	節	説明
(略)				
			職員手 当等	(略)
			賃金	
			法定福 利費	(略)
(略)				

## 資産勘定

区分	款	項	目	説明
(略)				
			職員手 当等	
			賃金	
			法定福 利費	
(略)				

(略)

## 負債勘定

区分	款	項	目	説明
(略)				
		退職給 付引当 金		(略)
		売却済 用地補 償引当 金		分譲し た工業 用地等 の <u>かし</u> <u>担保責</u> 任に備 えて計 上する 引当金 (1年 内に使

## 費用勘定

款	項	目	節	説明
(略)				
			職員手 当等	(略)
			法定福 利費	(略)
(略)				

## 資産勘定

区分	款	項	目	説明
(略)				
			職員手 当等	
			法定福 利費	
(略)				

(略)

## 負債勘定

区分	款	項	目	説明
(略)				
		退職給 付引当 金		(略)
		売却済 用地補 償引当 金		分譲し た工業 用地等 の <u>契約</u> <u>不適合</u> 責任に 備えて 計上す る引当 金(1年 内に

				用される見込みのものを除く。)
	その他 固定負債			
(略)				
		法定福利費引当金		(略)
		売却済用地補償引当金		分譲した工業用地等の <u>かし担保責任</u> に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの
	その他 流動負債			
(略)				

別表第3 (略)

(略)

節	細節	説明
(略)		

				使用される見込みのものを除く。)
	その他 固定負債			
(略)				
		法定福利費引当金		(略)
		売却済用地補償引当金		分譲した工業用地等の <u>契約不適合責任</u> に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの
	その他 流動負債			
(略)				

別表第3 (略)

(略)

節	細節	説明
(略)		

	児童手当			児童手当	
4	賃金			4	削除
5	法定福 利費		(略)	5	法定福 利費
(略)				(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第25号の2中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

様式第80号中

「  
寄附申込者  
住所 を  
氏名 印  
」

「  
寄附申込者  
住所 に改める。  
氏名  
」

様式第85号中

「  
申請者 住所 を  
氏名 印  
」

「  
申請者 住所 に改める。  
氏名  
」

様式第86号中「別図」を「申請」に改め、「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「閏年」を「<sup>じゅん</sup>閏年」に改める。

#### 附 則

- この管理規程は、令和3年4月1日から施行し、改正後の様式第25号の2及び様式第86号の規定は、令和3年1月1日から適用する。
- 令和2年12月30日以前に納期限が到来した税外収入に係る督促状についての改正後の様式第25号の2

の規定の適用については、同様式中「年7.3パーセントの割合（）」とあるのは、「年7.3パーセントの割合（平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、滞納となっている期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）。令和3年1月1日以後の期間については、）」とする。

- 3 この管理規程の施行の際現に改正前の静岡県企業局会計規程（以下「旧規程」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県企業局会計規程の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 4 この管理規程の施行の際現に旧規程の様式第80号及び様式第85号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。